



タイトル

電算処理システムの誤設定に伴う国民健康保険税の課税誤りについて

項目(あてはまるものすべてにチェック)

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> イベント・会議等の事前周知依頼 | <input type="checkbox"/> イベント・会議等の取材依頼 |
| <input type="checkbox"/> イベント会議以外の事業の周知依頼 | <input type="checkbox"/> 参加者募集の告知依頼 |
| <input checked="" type="checkbox"/> その他 (|) |

全1枚(本紙含む)

<概要>

・ 国(厚生労働省)の後期高齢者医療電算処理システムの誤設定により、保険料均等割の軽減判定が誤っていたこと(平成28年12月27日プレスリリース)を受けて、国民健康保険制度でも同様の軽減判定を行っていることから、つくば市においても国民健康保険システムの調査をしました。

その結果、電算処理システムに誤設定があり、国民健康保険税に課税誤りがあることが判明しました。

・ 対象世帯は、世帯主が青色申告を行い、家族に専従者給与を支払っている方などの一部になります。

●課税誤りの内容

・ 軽減判定における電算処理システムの設定を変更し、再計算を行ったところ、過小徴収が40件(34世帯)で約120万円、過大徴収が164件(134世帯)で約700万円となっております。

●今後の対応

・ 追加課税

課税となる世帯へ、内容説明のため訪問し、納付のお願いをする予定です。

・ 還付

該当者に対しては、お詫びの文書を添付した過誤納金還付通知書を7月末までに発送する予定です。

●再発防止

・ 今後は、国・県と連携し、制度理解を深め、このような誤りが生じないように努めてまいります。